

埼玉県報

号外第 7 号 平成 29 年(2017 年) 3 月 31 日 金曜日

目 次

条例のあらまし

○ 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(地域政策課)

条例

○ 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(地域政策課)

規則

O 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(地域政策課)

訓令

- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令(人事課)
- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課)

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (埼玉県

条例第二十一号)(地域政策課)

趣旨

備に関する法律等の施行に伴う規定の整備をするための改正 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の 推進を図るため の関係法律の整

内容

該当する事務及び市町の削除 指定都市等が法令に基づき実施することとなる事務につき、 条例別表からの

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ その他法令改正に伴う規定の整備

施行期日

平成二十九年四月

ただし、口につい ては公布の 日

条

公 布 する 事 権 限 に 属する事務 処 理 \mathcal{O} 例 に 関 す る条 例 \mathcal{O} ___ 部 を改 正 す うる条例 をここ

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十一号

号) \mathcal{O} \mathcal{O} 知事の権限に 権限に属す 部 を次 \mathcal{O} る事務処理の 属する事務 ょ うに改正する。 処 特例 理 $_{\mathcal{O}}$ 特例 に関する条例 に 関 する 条 例 伞 成十一 \mathcal{O} _ 部 年 を 埼玉県条例第六十 改 正 する条

ま市、 別 表第十三項第三号市 _ を 削 町 村 \mathcal{O} 欄 及 び 同 表第二十 -- 項第二号 市 町 村 \mathcal{O} 中 っさ 11

别 12 别 中 表中第四十三項を削 表第三十三項第一号 「第百三十六条」 事務 り、 を「第百三十 第四十四 \mathcal{O} 欄 18 |項を第 - 六条第 同 項第二号事 四十三項とし、 __ 項」 務 に 改 \tilde{O} める。 欄 18 第四 及 び +同 五. 項 項 第 カュ 五 ら 号 第六 事 務 + \mathcal{O}

別 十五条の 表第六十 同 表中第六十六項 二第七 五 項事務の 項」 から 欄 を「第十 3 第百十六項までを一項ずつ 中 五条 同 条 の二第八項」 第 八 項」 を に 同 改 条 繰 め、 第 り上げ 九 項」 同 項 を同表第六 に 改 \Diamond 同 4 項 中

項までを一項ずつ

繰り上げる。

附則

 \mathcal{O} 事 \mathcal{O} \mathcal{O} 例 改 正規 同 平成二十 定 項第二号事 は、 公 布 九 務 年 \mathcal{O} 兀 日 \mathcal{O} カコ 欄 月 5 及 _ 施 び 日 行す 同 カュ 項 6 る 施行 第五号事務の す る。 た だ 並 び 別 に 同表第六十 表第三十三項 五. 項事 第

規則

 \mathcal{O} 知 井 事 を \mathcal{O} 定 権 \Diamond 限 る に 規 属 則 す る \mathcal{O} 事 _ 部 務 処 を 改 理 正 \mathcal{O} す 特 る 例 規 に 則 関 をここに す る条 例 公 に 布 基 す づ る。 き市 町 村 が 処 理す る 事

半成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十五号

知事 務の \mathcal{O} 範 権限 井 を定め に 属 す る規則 る事 務 \mathcal{O} 処 理 _ 部 \mathcal{O} を改 特 例 Ē に す 関 る規 す る 条 例 に 基 づ き 市 町 村 が 処 理 す

五号 九 上 第五 9 第五 第 11 4 百 同 同 \mathcal{O} 表第六 号上 表第 3 兀 欄 七 百 百 号 知 2 百 百 項 別 中 号 条第 七 3 事 を 十二項第十 第百三項9、 十四項第二号、 井 条中 [を定 表第 上 項 を 9 別 七 \mathcal{O} を 号上欄 第 別 項 別 _ 中 号上 4 権 欄 _ 不百三項 項及 項第 表第六 7 表第 別表 九 限 表第 別 \otimes を 中 第 + 第百九 別 別 欄 る に 別 匝 百六 表第百五 第百五 規 百 に 表 び _ 兀 属 +中 中 第九 第三項 第百五 項 + 9 十三項第八 す 改 号9 +則 表第百三項 表第四十六 別 別 第 五 17 項 項 7 六 号 伞 る事務処理の \otimes 項第 表第六 表第五 4 項第二号3 を +項第三号 9 -成十二年 項第五 第百三項 + 並び \sqsubseteq に 同 兀 項第二号 十二号 改 九 に に 別 項 を 表第十六 号 十 五 項 2、 9 め、 改 改 表 17 十項2」 項第三号2」 に 「第十六条第二 号 2 _ 2 第百二項9」 3 第百 \emptyset \Diamond に 9 埼 _ 11 を _ 項第二号」 同 3 特 玉県 、号上欄 _ に改 改め、 例 _ 同 同 を 条 及 第六十二項第 十三項第 第五 \neg 第百 表第十 に に関す 表第十 に改 別 別 を の表第三号下 び第五号2、 規 改め め、 表第 +「別表第五 兀 則第五号) 中 表第六十二項 を 五. 同 8 項 七号 表第 に改 九十三項 項及び第十 + 項 第 る条 Ŧī. 同 を「別表第五 _ 9 「別表第四· 号 表第十三号上 別 同 -- 号 9 十二号 表第十 一号、 \otimes 八号3、 例 表 上 上 第百六項第二号 第百 欄中 欄中 +第百 に \mathcal{O} 17 中 九 基 同 表第十 上欄 第六 兀 _ 第 項 七 六項4、 づ 十三項第 十五項第三号 を 部を次 第十六 き市 に改 八号 号 2 +別 条第三項」 第九十三項17 別 第 表第 欄 中 +几 表 上 欄 四 中 に 項 町 第 \Diamond 3 項第二号」に \mathcal{O} 条第 中 別 号 改 第百 十 五 百 + 百 村 \neg 3 ょ 別 表 上 +九 同 に \emptyset が ___ \neg うに 及び第 表第百 第百 に改 一項並 表第 $\frac{2}{\Box}$ 三 項 別 欄 改 八 項第三号 第六十三 処 項7 項 7 表 中 8 理す 9 同 改 正 に 第 굿 表第 第 め、 + 第百二項 五. · 号 上 百 云 項 別 改 び 並 +を を 同 改 る す 項第 第二 表第 表第 八号 七 同 に第 びに 8 8 別 别 項

百 + 四条 項 第二号 中 改 \Diamond 別 表第百 同 6 に 改 条 に \otimes \mathcal{O} 十三項 改 表 第 \otimes 同 表 第二 第 号 同 表 _ 第三 号上 号 欄 6 中 号上 及 中 別 び 欄 表 7 第 別 中 \sqsubseteq 表 百 \neg 十三 别 第 を 表 百 十三 第 項 別 百 第 表 項 第 十三項第三号 第二 号 百 + 6 号 6 項 を 第 7 別 を __ \sqsubseteq 表 号 別 第 を 6 表 百 及 別 第 てド

項第十三号」を「別表第百十二項第十三号」に改める。 七号13」を「別表第百十二項第七号13」に改め、同表第八号上欄中「別表第百十三 6」を「別表第百十二項第六号6」に改め、 を「別表第百十二項第五号6」に改め、 表第百十二項第三号7」に改め、 「別表第百十二項第四号7」に改め、同表第五号上欄中「別表第百十三項第五号6」 同表第四号上欄中「別表第百十三項第四号7」を 同表第六号上欄中「別表第百十三項第六号 同表第七号上欄中「別表第百十三項第

附則

改正規定は、 の規則は、平成二十九年四月一日 公布の日から施行する。 から施行する。 ただし、 第一条の表第三号の

埼玉県訓令第五号

本

庁

地 域 機 関

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一 部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

ように改正する。 職員 \mathcal{O} 勤務時間に関する規程 (昭和二十七年埼玉県訓令第十八号) \mathcal{O} 一部を次の

別表男女共同参画課の項を次のように改める。

									医療人
						る職員	に駐在す	センター	療人小児医療
間45分	いて38時	1週間につ	や早払して	合は、4週間	替を行う場	週休日の振	に駐在す一分。ただし、	7時間45	1日につき
									上に同じ。
									上に同じ。
									上に同じ。

場合は、 める。 別表食品安全課 4週間を平均し \mathcal{O} 項 中 \forall 「1日 1週間について38時間4 <u>[1</u> S 14 7 時間4 ŋ $\overset{\boldsymbol{\star}}{\circ}$ ただし、 5分」を「上に同じ。 週休日の振替を行う に改

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第六号

本

地 機 関 庁

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次の ように定める。 埼玉県収用委員会事務局

平成二十九年三月三十一日

埼玉県. 知 事 上 田 清 司

埼 玉 県職員服務規程 \mathcal{O} 一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程 (昭和四十二年埼玉県訓令第四号) \mathcal{O} 一部を次のように改正

する。

を「、 行政監察幹及び消防防災政策幹」 に改める。

第二条第一項第二号中「含む。)」

 \mathcal{O} 下

12

参与」を加え、

「及び行政監察幹」

この訓令は、 平成二十九年四 月一 日から施行する。